

成田保育園 重要事項説明書

令和6年4月1日

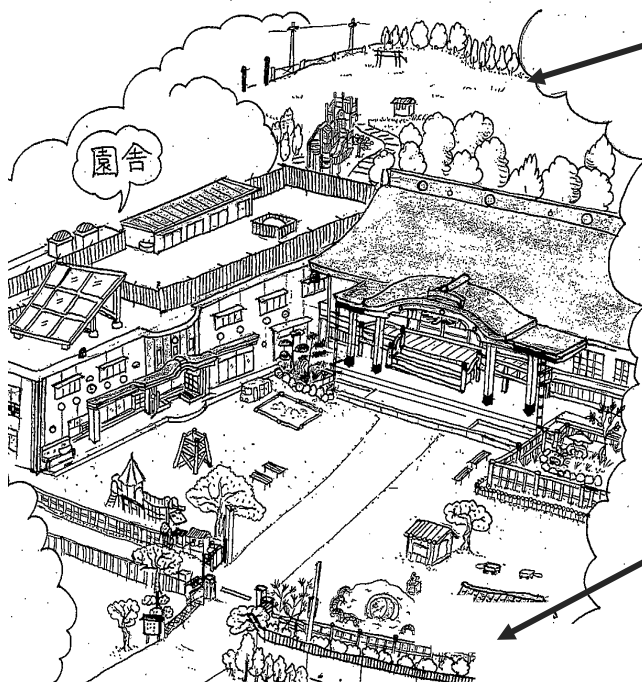
1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 <small>ホウメフクシカイ</small> 保目福祉会
所在地	成田市寺台560
電話番号	0476-22-0856
代表者氏名	理事長 <small>タカギ ショウソン</small> 高木 正尊

2. 利用施設

施設の種類	保育所		
施設の名称	成田保育園(なりほ)		
施設の所在地	成田市寺台560		
連絡先	電話番号	0476-22-0856	
	緊急時携帯番号	070-5022-2093	
	Fax番号	0476-23-4192	
メールアドレス	nariho0505@vesta.ocn.ne.jp		
ホームページ	http://www.nari-ho.com		
連絡網ツール	アプリ「コードモン」		
管理者	園長 高木 正尊		
利用定員	年齢		定員
	満1歳未満	3号認定	12
	満1歳以上		38
	満3歳以上	2号認定	60
定員110名	保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受け入れがあります。		
法人認可	成田保育園設立 昭和30年5月5日(個人立) 平成21年3月		
敷地面積	1065.75㎡	建物床面積:841.67㎡	屋外遊技場:489.22㎡

他事業:「なりほdeれみそらし」(並木町・寺台)～児童発達支援・保育所等訪問支援・相談支援・放課後等デイサービス～発達の凸凹(得意・不得意)が気になる幼児、児童の支援を行っています。



「裏山運動場」

斜面の山道を上ると広場があります。送迎の際、駐車場としてもご利用いた

朝夕混雑します。寺院への来客も利用しますので、お子さまと歩く時は十分に注意をはらってください。(車上狙いにご注意を!)また時間に余裕のある時は、裏山運動場をご利用くだ

3. 施設の運営方針

人としての育ちと共生を保育理念とし、子どもたちの人権と主体性を尊重し、子ども自身が現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基盤を培い、社会の中で他の存在を認め、且つ自分が生かされていることを知り、共に生きる喜びを感じ、延いては社会に貢献し得る人と成るべく家庭や地域社会と協力のもとに、その実現を図ります。仏教保育の三綱領の「慈心不殺」(明るく)「仏道成就」(正しく)「正業精進」(仲よく)を根幹とする豊かな情操保育をもちい、毎月の徳目を掲げ「生きる子ども」「関わりあう子ども」「よく観て、よく聴いて、よく考えて行動する子ども」「創意工夫豊かな知恵ある子ども」を育てていきます。運営にあたっては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)および子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令を遵守して運営するものとします。

4. 職員体制とクラス編成(令和6年4月1日現在)

(1) 職務内容と職員数

職種	職務内容	職員数
園長	保育園の管理運営を統括します。	1
副園長	園長の補佐をします。経理責任者	1
主任保育士	保育内容について保育士を統括します。	1
副主任	以上児・未満児クラスの保育を統括します。	2
保育士	保育計画に基づき保育を行います。子ども一人ひとりの状態を把握し、家庭との連携を図ります。	23
看護師	児童の健康管理・保健衛生に関すること	1
子育て支援員・保育助手	保育士業務の補助	3
栄養士	給食業務・栄養指導・食育活動・アレルギー対応・食	1
調理師	事の調理をします。	2
事務・用務	園の集金事務および用務	3
内科医	園児の健康診断・園児の健康相談	嘱託

備考

1.成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する基準を満たした上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職員を配置します。また、必要に応じて上記以外の職員を配置することがあります。

2.職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。

(2) クラス編成と職員配置状況

令和6年4月予定

年齢	クラス名		児童数	担当保育士	副主任
0歳児	たんぽぽぐみ		4	3	(1)
1歳児	うめぐみ		18	4	
2歳児	ももぐみ		20	4	
3歳児	ちゅうりっぷぐみ	異年齢 児交流ク ラス	25	4	(1)
4歳児	ゆりぐみ		27	4	
5歳児	きくぐみ		27	2	
学童保育	寺子屋クラブ	小学生	35	2	

備考

1.担当保育士は、受け入れる子どもの人数により増減することがある。

5. 保育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	月～金 7:00～20:00, 土 7:00～18:00
休園日	日曜日・祝祭日・12月29日から翌年1月3日
	7月13日(きくぐみおとまり会禅の集いのため、年中さん以下休園)

6. 保育を提供する時間

保育標準時間	保育時間	7:00～18:00
	延長保育時間	18:00～20:00
保育短時間	保育時間	8:30～16:30
	延長保育時間	7:00～8:30, 16:30～20:00(土12:00～18:00まで)

延長保育を利用するにあたっては、別途延長保育料をお納めいただきます。

就労以外の理由でも延長保育の利用はできます。詳しくは、「令和6年度時間外保育について」をご覧ください。

時間外保育時間中のおやつと軽食については別途利用料をいただきます。

「時間外保育申込書」をご提出ください。変更のある場合は、速やかに再度提出願います。

月10日以下の利用や、単発での利用の申込は、「スポット時間外申込書」をご提出願ください。

7. 提供する保育の内容

各年齢や個々の成長に合わせた環境設定や質の高いあそびを提供しながら、子どもたちの健やかな育ちを願い、子どもたちの五感を刺激し琴線にふれる保育を「絵本の読み聞かせ」「自然とのふれあい」「食育」に重きを置きながら、想像力表現力をかきたて、体力を伸ばし精神力を強くしていくための、「WAKU積み木」や職員のアイデアを集めて設計した斜面遊具「いいとこまんじゅう」など保育手法や環境設定にはこだわりをもって日々努めています。月1回のピッパラクラブでは、音楽教育を全園児対象に行い、3歳以上児の走ることを楽しむ時間「runrunタイム」また年中児・年長児は、「習字教室」「学研わくわくタイム」を外部講師を依頼して行っています。年間を通し、子どもたちの心身の成長の過程を見通しながら、園の行事を計画していきます。必要に応じて、外部研修や専門家の指導を依頼する等、常に今の子どもたちのよりよき成長のための保育を模索し提供していきます。

8. 1日のながれ・年間行事

	7:00	9:00	9:30		11:30～ 12:00		15:10～	～20:00
たんぽぽ	登健全 園康体 観活 ちゅうりっぷ 察動	職体 員操 朝マ のラ ソ ン	おやつ	ク ラ ス 別 活 動	昼歯身	午身 睡支 度	お降	閉 園
うめ			朝の		食磨支		や園	
もも			おつとめ		き度		つ準	
ちゅうりっぷ			朝のお				備	
ゆり			つとめ					
きく								

年間行事は、保護者会資料をご覧ください。ただし、行事は、天候や諸事情により変更になる場合もあります。その場合は、わかり次第連絡します。

9. 保育計画・園内園外研修

年齢ごとに保育年間案・月案・日案を作成

0・1・2歳児については個別計画を作成

子ども一人ひとりを理解し、適切な援助をするため、保育指針に沿い子どもの成長過程を客観的にとらえデータ化し課題が明確化させ日常の保育に生かし子どもの成長を促していきます。

また、定期的な園内研修・外部での研修に積極的に参加し、保育の質の向上に努めています。

10. 食事の提供等

提供方法	自園調理
提供を行う日	土曜日を除き、毎日、昼食およびおやつを提供します。(3歳未満児は間食2回) 献立表は、毎月初めのお便りでお知らせします。 行事のときにお弁当をお願いする日があります。
アレルギー	アレルギー等の事情のため給食に配慮が必要な場合は、出る限り対応しますのでご相談ください。その場合は、医師の診断書のご提出をお願いしています。
離乳食や食事	離乳食は、お子さまの月齢や生育状況により個人差があるため、ご家庭と連携を取りながら、進めていきます。また、お子様の体調により、食事の形態を配慮します。

11. 利用料金

(1) 保育料について

指定認定を受けた市町に対しお支払ください。保育料等の問い合わせは、お住まいの市町の保育課等担当部署にお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

保育料のほか、別表1に掲げる費用を負担していただきます。また、これらの他にも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面にてご案内いたしますのでご了承ください。

12. 入園にあたって

ア 入園時に必要な書類

イ 保護者が用意するもの

上記については、「入園のしおり」をご覧ください。

13. 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 児童が2号認定3号認定でなくなったとき

③ 子どもの居住市町と協議のうえ保育の提供の継続が適当とみとめられないとき

④ 保護者から退園の申し出または転園したとき

(2) 退園または転園の手続き

① 保護者は、当園を退園または転園しようとするときは、原則として1か月前までに、園長に対して退所届を提出するものとする。急を要するときはこの限りではない。

14. 嘱託医

当園は、下記の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関名称	藤倉クリニック
医師名	藤倉國男
所在地	成田市幸町483
電話番号	0476-22-1158

15. 児童の健康管理について

内科健診	年2回(4月・10月)実施します。検査結果は、家庭連絡します。
歯科健診	年1回(7月)実施します。検査結果は、家庭連絡します。

健康診断を受診できなかった場合は、各ご家庭で受診し園に結果をお知らせください。

必要により、専門機関への受診、治療を勧奨し、治療後「治療終了証明書」の提出を求めます。

身長体重測定	全園児、月末に身長体重の計測を行います。結果は、コドモンにてお知らせします。
--------	--

16. 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をし指定した医療機関へ速やかに連絡し必要な措置を講じます。

「緊急連絡票」を届け出てください。変更がある場合は、速やかに再度提出願います。

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所(火災:第1→第2避難場所)(地震:第3→第2避難場所)

第1避難場	第2避難場所	第3避難場所
保育園駐車場	裏山運動場	園庭中央

大災害時は、地域避難場所の成田高校へ避難します。

イ 引き渡しについて

災害発生時の子どもの引き渡しは、原則として当園で保護者へ行うものとします。ただし、災害の状況に応じて避難先他で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、子どもを宿泊させることがあります。詳しくは「引き渡しカード」をご覧ください。

なお、緊急時に保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させしかるべき対処を行いますのであらかじめご了承ください。

17. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	解決責任者	園長 高木 正尊
	受付担当者	主任 横山 真知子
	ご利用時間	開園日・開園時間内
	電話番号	0476-22-0856
	Fax番号	0476-23-4192
第三者委員	山内智映子	成田地区民生委員児童委員
	石川 実	成田地区青少年健全育成協議会常任幹事

18. 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・震災に備えての備蓄 有 ・非常用救急セット 有
園舎警備	・成田空港警備による夜間休日の園舎防災管理
避難・消火訓練	火災・地震を想定した避難訓練を毎月1回実施。 総合防災訓練(消防署立会)年1回実施。
引き渡しカードの利用	・災害発生時、カードをもとにお子さまをお渡しします。

19. 虐待防止

当園では、子どもの人権擁護および虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずる。千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用。

20. 保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

- ①独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付
市の子どもの医療費助成との併用はできません。
- ②ふくしの保険(園賠償責任+園児傷害保険)

21. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供、共有をすることまたは使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 就学時に小学校へ保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供します。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町または他の関係機関に対し報告または情報の共有が必要なとき

保育の提供にあたり、知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町に対し報告が必要なときは、情報提供および共有を行います。

他の保育所等へ転園する場合、他の園や施設の利用があり転入する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において他の施設との間で必要な連絡調整を行うことがある。

医療機関、児童相談所等の機関や施設を利用の場合で、保育提供に必要であり、児童の権利擁護の立場に立ち、必要な情報を共有する場合があります。

(2) 個人情報の使用

ア 子どもおよび子どもの世帯の情報

提出された資料の子どもおよび世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

イ 情報の発信

子どもたちの活動意欲を高める、当園の保育や教育活動を理解いただき意見をいただくために、保護者や地域の方へ情報発信を行います。

ただし、児童氏名の漢字やフルネームは使わないとともに、住所、生年月日、家族関係、保護者氏名等、プライバシーに関する内容は掲載しない。

「個人情報掲載確認書」の記入をお願いします。

個人情報使用同意書

成田保育園 園長 高木正尊 様

令和 6 年 月 日

保護者氏名(署名)

児童からみた続柄

児童氏名

22. 当園におけるその他の留意事項

連絡 ください	欠席・遅刻する場合	当日に欠席または遅刻する場合は、午前9時までにご連絡ください
	お迎えが遅れる場合	お迎えが通常より遅れる場合は、わかり次第電話でお知らせください。
	ご家庭でけがをした場合	発生状況、けがの様子をお知らせください。園生活での配慮すべきことをお伝えください。
	発熱等について	熱が37.5度以上(個人差あり。平熱より明かに高い場合)ある場合は、登園を控えてください。園で発熱した場合はご連絡します。またお子さんの家庭での様子がいつもと違うと思う場合には、些細なことでも必ず職員にお伝えください。
感染症について		「保育所における感染症対策ガイドライン」に準じ、「感染症り患後の保護者の登園届」か「登園許可についての医師の意見書」を提出してください。
投薬について		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来、園で薬を飲ませることは法律違反です。やむをえず持参される場合は、「薬の依頼書」を記入し、薬と一緒に手渡してください。依頼書がない場合は、与薬できません。 ・ 医療機関からの処方であること、市販の薬は対応できません。 ・ 誤飲防止のため、1回分をご持参ください。シロップ薬は、小さな容器に移してください。 ・ 医師からの指示書が必要な場合もあります。
喫煙		当園の建物および敷地内は禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動		利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
保護者会		当園では「成田保育園保護者会」があり、各種行事の開催・園行事の後援等の活動を行っています。

23. その他

当該重要事項説明し世に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項に関しては、別途当園が作成する「入園のしおり」において提示します。

当園の保育サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 成田保育園 園長 高木 正尊 ㊞

私は、本書面に基づいて成田保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 6 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ㊞

児童からみた続柄 _____

児童氏名 _____

児童氏名 _____

児童氏名 _____

【別表1】 保育園利用に係る料金負担について(令和6年4月1日)

(1) ① 保育サービス提供に係る利用者負担金

保育料	標準時間		7:00~18:00	市町規程による
	短時間		8:30~16:30	
延長保育料	標準時間		18:00~20:00	1分2円 おやつ軽食代別途
	短時間		7:00~8:30	
一時預かり		未就園児	開園時間内	年齢により異なります。「一時保育について」をご覧ください

② 3・4・5歳児 給食の副食費について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
3・4・5歳児クラスの副食費(おかず・おやつ)	給食の食材料費	<p style="text-align: center;">月額 5,000円</p> <p>※但し、次の児童は免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税所得割課税が57,700円未満(但し、ひとり親世帯等の場合は77,101円)の世帯の子ども ・市町村民税所得割課税額が57,700以上の世帯の保育所等を利用する最年長の子どもを第一子と数えて第三子以降の子ども

(2) ① 教材等に係る利用者負担金

	絵本	ピッパラ	シール帳	出席シール	自由画帳	製作帳	名札	クラスTシャツ
	毎月		年度初め					
たんぽぽ	550 ^(1歳~)	500	410	295	460	820	130	3,000
うめ	410	500						
もも	500	500						
ちゅうりっぷ	410	700						
ゆり	500	700						
きく	440	700						

② 新入児童(園生活で使用します)教材負担金 初年度のみ(なくなったら補充)

	おしらせばさみ	通園バック	マーカー	クレヨン	帽子	鍵盤ハーモニカ	連絡帳
たんぽぽ	600	630	1,080	700	1,250	定価	180
うめ							
もも							
ちゅうりっぷ							
ゆり							
きく							

マーカー・クレヨンがなくなった場合は、単色での購入が可能です。(88円)

(3) 制服等

体操服	半そで	もも~	2,400	園行事に着用(運動会・遠足・ピッパラクラブ等)
	短パン		2,400	
	長そで	ちゅうりっぷ~	3,550	
	長ズボン		3,110	

B体は、料金が変わります。

(4) その他

園外保育バス代等、年度の途中で必要な利用料が発生する場合があります。その場合は、その都度お知らせいたしますので、お納めいただきますようお願いいたします。

※おむつについて

たんぽぽぐみ、うめぐみ、ももぐみのお子さまのおむつについては、おむつのサブスクを利用させていただきます。(月額3,278円、ムーニー)代金は担当会社のBabyjobに直接お支払いとなります。希望されない方、必要なくなった場合は、担任にお知らせください。4月はお試し期間として無料になります。